

中小企業組織強化資金 制度要領

(目的)

第1 この要領は、中小企業者の共同組織である組合等が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、中小企業の組織の強化と経営基盤の向上に資することを目的とする。愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(取扱金融機関)

第2 取扱金融機関は株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工中金」という。）とする。

(融資条件)

第3 要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名（略称）	中小企業組織強化資金 短期運転資金（略称「組短」）
(2) 融資対象	要綱の定めによらず、県内に事業所、事務所又は営業所のある商工中金の融資対象資格のある組合とする。
(3) 資金使途	事業資金
(4) 融資限度額	3億円 ただし、転貸融資の場合は1組合員につき3,000万円
(5) 融資期間・利率	1年以内 利率については商工中金所定
(6) 金利区分	
(7) 貸付方法	商工中金所定
(8) 返済方法	商工中金所定
(9) 保証制度	保証協会の信用保証不要
(10) 責任共有制度	
(11) 必要書類	商工中金所定
(12) 申込受付機関	商工中金の県内各店舗
(13) その他	連帯保証人については商工中金所定とする

(審査決定等)

第4 要綱第12に定める審査決定等は、中小企業組織強化資金については、商工中金が申込みの内容を審査し、適切と認めるものについては速やかに融資を実行するものとする。

(実績報告)

第5 商工中金は、前月の貸付状況を様式1号により、翌月の10日までに県に報告するものとする。

(その他)

第6 この要領に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と商工中金との協議により定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。